

富山市福沢保育所保育料徴収額表 (令和5年度版)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額		
階層区分	定義	3歳未満児		
		基準額	半額	
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	0	0	
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む)	3,350	1,670
第4階層		48,600円以上97,000円未満	16,700	8,350
第5階層		97,000円以上169,000円未満	25,700	12,850
第6階層		169,000円以上301,000円未満	42,500	21,250
第7階層		301,000円以上397,000円未満	57,700	28,850
第8階層		397,000円以上	67,300	33,650

- 注) 1 幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点で3歳以上の児童は無料になります。
 2 年度途中で満3歳になっても、その年度内は保育料をご負担いただく必要があります。
 3 世帯の階層区分は、入所児童の父母の課税額の合計額で決定します。
 ただし、父母の課税額が非課税の場合、同居の親族(祖父母等)の税額に基づいて保育料を決定する場合があります。
 4 上記の表の世帯の階層区分の税額については、次のとおりです。
 (1)4月から8月までの保育料は、前年度分の市町村民税額をもとに算定します。
 (2)9月から3月までの保育料は、当該年度分の市町村民税額をもとに算定します。
 ただし、寄附金控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、認定長期優良住宅新築等特別控除、認定低炭素住宅新築等特別控除が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。
 このため、実際の納税額と、保育料の階層決定に用いる税額が異なる場合があります。
 5 同一世帯で、認可保育施設のほかに幼稚園や特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設の通所部、企業主導型保育施設に同時入所している又は児童発達支援や医療型児童発達支援を利用している(以下「保育所等へ同時入所している」という。)就学前児童がいる場合、保育所へ入所している児童(第3階層で第1子の児童を除く)は次のとおり保育料が軽減されます。
 (1)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の高い児童が基準額どおり、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。
 (2)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の低い児童が、第3子以降の児童で3歳未満の児童のときは、入所児童のうち最も年齢の高い児童が基準額の半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、次に年齢の高い児童が基準額の半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、その他の児童は無料になります。
 6 同一世帯で、注5に掲げる施設等に入園・通園している児童がいない場合、第3子以降の児童で、3歳未満の児童が1人だけ保育所等へ入所しているときは基準額の半額になります。
 7 注5, 6にかかわらず、母子・父子世帯(ひとり親家庭等医療費受給資格の有無で判定します。)又は障害者同居世帯で、第3階層及び第4階層の一部(所得割課税額77,101円未満)の児童は無料になります。
 8 注5, 6にかかわらず、第4階層の一部(所得割課税額57,700円未満)で第1子の児童は半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、第3階層から第4階層の一部(所得割課税額57,700円未満)で第2子の児童は無料になります。
 9 注5, 6にかかわらず、第3階層から第5階層で、第3子以降の児童は無料になります。

多子軽減制度の例(ひとり親世帯等の特例(注7)を除く)

※4月1日時点で3歳以上の児童は無料になります。

【兄弟で保育所に同時入所している場合】

2人同時入所の場合

	第1子	第2子
	保育所	保育所
負担額	基準額	半額

※保育料徴収基準額表(表面)注5(1)の例

【兄弟で保育所と幼稚園に同時入所している場合】

第2子が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子
	幼稚園	保育所
負担額	—	半額

※注5(1)の例

3人同時入所で第3子以降が3歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (3歳未満)
	保育所	保育所	保育所
負担額	半額	半額	無料

※注5(2)の例 (第3階層で第1子の児童は基準額。)

第3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	幼稚園	幼稚園	保育所
負担額	—	—	無料

※注5(1)の例

第2・3子入所で第3子以降が3歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (3歳未満)
	小学校	保育所	保育所
負担額	—	半額	半額

※注5(2)の例

第2・3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	幼稚園	保育所	保育所
負担額	—	半額	無料

※注5(1)の例

【第2子1人のみ保育所へ入所している場合】

	第1子	第2子
	小学校	保育所
負担額	—	基準額

第3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	小学校	幼稚園	保育所
負担額	—	—	半額

※注5(1)の例

【第3子以降1人のみ保育所へ入所している場合】

第3子以降が3歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (3歳未満)
	小学校	小学校	保育所
負担額	—	—	半額

※注6の例

は第3階層から第4階層一部(所得割額57,700円未満)の場合、無料になります。(注8)

は第4階層一部(所得割額57,700円未満)の場合、半額になります。(注8)

は第3階層から第5階層の場合、無料になります。(注9)

【問い合わせ先】

こども家庭部こども保育課(TEL 443-2165)
 大山行政サービスセンター地域福祉課(TEL 483-1214)
 婦中行政サービスセンター地域福祉課(TEL 465-2114)

大沢野行政サービスセンター地域福祉課(TEL 467-5830)
 八尾行政サービスセンター地域福祉課(TEL 455-2461)